

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-60578

(P2006-60578A)

(43) 公開日 平成18年3月2日(2006.3.2)

(51) Int. Cl.	F I			テーマコード (参考)
<b>H04L 12/28 (2006.01)</b>	H04L 12/28	300M	5K033	
<b>H04Q 7/38 (2006.01)</b>	H04L 12/28	307	5K067	
	H04B 7/26	109A		
	H04B 7/26	109R		

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 12 頁)

(21) 出願番号 特願2004-241078 (P2004-241078)  
 (22) 出願日 平成16年8月20日 (2004.8.20)

(71) 出願人 000005496  
 富士ゼロックス株式会社  
 東京都港区赤坂二丁目17番22号  
 (74) 代理人 100071054  
 弁理士 木村 高久  
 (72) 発明者 石村 卓也  
 埼玉県岩槻市府内三丁目7番1号 富士ゼロックスプリンティングシステムズ株式会社内  
 Fターム(参考) 5K033 AA08 CC01 DA02 DA19 DB12  
 EC01  
 5K067 AA21 AA30 BB21 BB37 DD17  
 DD23 EE02 EE25 GG01 HH22  
 HH23 HH24 HH36 KK15

(54) 【発明の名称】 無線通信システムおよび通信装置および通信制御方法および通信制御プログラム

(57) 【要約】

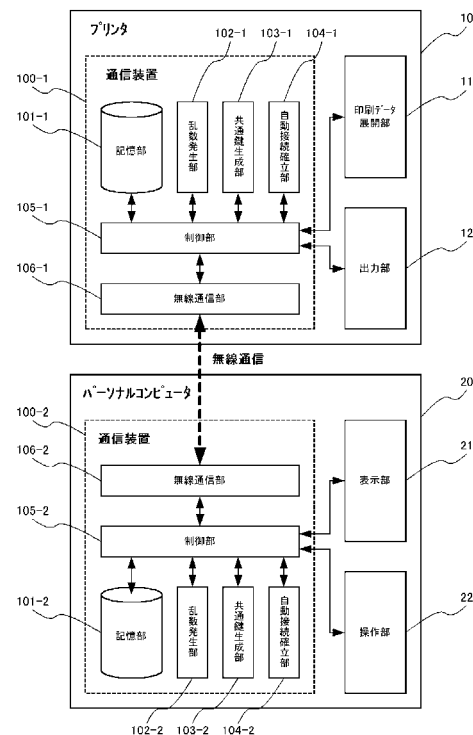
【課題】

無線LAN独自設定を自動化できるようにした無線通信システムおよび通信装置および通信制御方法および通信制御プログラムを提供する。

【解決手段】

プリンタ10およびパーソナルコンピュータ20双方の自動接続確立部(104-1、104-2)が通信制御を行うことでセッションが確立する。まず、プリンタ10から無線通信部106-1を介してSSIDが送出され、該SSIDをパーソナルコンピュータ20が無線通信部106-2にて受信し、その後数回のデータ授受が行われJoinが確立すると、DH(Diffie-Hellman)鍵共有方式によりWEPキーの生成および交換が行われ認証結果正常後、無線LAN通信が開始される。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

無線端末間でアクセスポイントを介さないアドホックネットワークを構築して通信を行う無線通信システムにおいて、

前記無線端末は、

通信相手先無線端末から定期的に発生されるビーコン信号を受信する受信手段と、

前記受信手段で受信したビーコン信号に含まれるネットワーク識別情報を抽出する抽出手段と、

前記抽出したネットワーク識別情報を自動設定する設定手段と、

前記設定手段で設定されたネットワーク識別情報を用いて前記通信相手先無線端末に通信要求を送信することでセッションを確立するセッション確立手段と

を具備することを特徴とする無線通信システム。

## 【請求項 2】

前記無線端末と前記通信相手先無線端末は、

共通の素数と原始元を保持する保持手段と、

乱数発生手段と、

前記乱数発生手段で発生された乱数および前記保持手段に保持された素数と原始元を用いて前記無線端末と前記通信相手先無線端末との間で通信を行うことにより共通暗号鍵を生成する共通暗号鍵生成手段と

を具備することを特徴とする請求項 1 記載の無線通信システム。

## 【請求項 3】

前記通信相手先無線端末は、

複数台の前記無線端末からの通信要求を受信した際に予め設定された情報に基づいて前記無線端末に対して選択的に通信許可信号を送信する通信調停手段

を具備することを特徴とする請求項 1 記載の無線通信システム。

## 【請求項 4】

前記通信相手先無線端末は、

前記共通暗号鍵を通信要求をした無線端末の識別情報と対応して記憶する記憶手段

を更に具備し、

前記無線端末との再接続処理に際して、前記記憶手段に記憶された共通暗号鍵および識別情報を用いて接続を確立する

ことを特徴とする請求項 1 乃至 3 いずれかに記載の無線通信システム。

## 【請求項 5】

無線端末間でアクセスポイントを介さないアドホックネットワークを構築して通信を行う通信装置において、

通信相手先無線端末から定期的に発生されるビーコン信号を受信する受信手段と、

前記受信手段で受信したビーコン信号に含まれるネットワーク識別情報を抽出する抽出手段と、

前記抽出したネットワーク識別情報を自動設定する設定手段と、

前記設定手段で設定されたネットワーク識別情報を用いて前記通信相手先無線端末に通信要求を送信することでセッションを確立するセッション確立手段と、

前記通信相手先無線端末と共通の素数と原始元を保持する保持手段と、

乱数発生手段と、

前記乱数発生手段で発生された乱数および前記保持手段に保持された素数と原始元を用いて前記通信相手先無線端末との間で通信を行うことにより共通暗号鍵を生成する共通暗号鍵生成手段と

を具備し、

前記セッション確立手段で確立したセッションで前記共通暗号鍵を用いて通信を行う

ことを特徴とする通信装置。

## 【請求項 6】

無線端末間でアクセスポイントを介さないアドホックネットワークを構築して通信を行う通信制御方法において、

前記無線端末は、

通信相手先無線端末から定期的が発生されるビーコン信号を受信手段で受信し、

前記受信手段で受信したビーコン信号に含まれるネットワーク識別情報を抽出手段で抽出し、

前記抽出したネットワーク識別情報を設定手段で自動設定し、

前記設定手段で設定されたネットワーク識別情報を用いて前記通信相手先無線端末に通信要求を送信することでセッション確立手段でセッションを確立し、

前記無線端末間で共通の素数と原始元を保持手段で保持し、

乱数発生手段で発生された乱数および前記保持手段に保持された素数と原始元を用いて前記無線端末と前記通信相手先無線端末との間で通信を行うことにより共通暗号鍵を共通暗号鍵生成手段で生成し、

前記セッション確立手段で確立したセッションで前記共通暗号鍵を用いて通信を行うことを特徴とする通信制御方法。

10

#### 【請求項 7】

無線端末間でアクセスポイントを介さないアドホックネットワークを構築して通信を行う通信制御をコンピュータに実行させる通信制御プログラムであって、

通信相手先無線端末から定期的が発生されるビーコン信号を受信する受信ステップと、

前記受信ステップで受信したビーコン信号に含まれるネットワーク識別情報を抽出する抽出ステップと、

20

前記抽出したネットワーク識別情報を自動設定する設定ステップと、

前記設定ステップで設定されたネットワーク識別情報を用いて前記通信相手先無線端末に通信要求を送信することでセッションを確立するセッション確立ステップと、

前記無線端末間で共通の素数と原始元を保持する保持ステップと、

乱数発生ステップと、

前記乱数発生ステップで発生された乱数および前記保持手段に保持された素数と原始元を用いて前記無線端末と前記通信相手先無線端末との間で通信を行うことにより共通暗号鍵を生成する共通暗号鍵生成ステップと

を含み、

30

前記セッション確立ステップで確立したセッションで前記共通暗号鍵を用いて通信を行う

ことを特徴とする通信制御プログラム。

#### 【発明の詳細な説明】

#### 【技術分野】

#### 【0001】

本発明は、中継機器（アクセスポイント）の介在なしに、無線端末（ステーション）同士で構成される接続形態（アドホックネットワーク）において、データの授受を行う無線通信システムおよび通信装置および通信制御方法および通信制御プログラムに係わり、詳しくは、無線LAN独自設定を自動化できるようにした無線通信システムおよび通信装置および通信制御方法および通信制御プログラムに関する。

40

#### 【背景技術】

#### 【0002】

近年、PC（Personal Computer）、PDA（Personal Digital Assistance）、プリンタなど複数の端末を無線接続し、LAN（Local Area Network）を構築する技術として無線LANが知られている。その規格の一つにIEEE 802.11（IEEE802.11a/b/g）がある。

#### 【0003】

このIEEE 802.11規格で無線LANを構成する最も基本的な構成要素には、無線端末（ステーション）のみで構成されるアドホックネットワークと、中継機器（アクセ

50

スポイント)を介してステーション同士や有線LAN上の機器と通信を行うインフラストラクチャネットワークとがある。

【0004】

無線LAN接続する場合、認証にはSSID (Service Set Identifier)、暗号にはWEP (Wired Equivalent Privacy) など無線LAN独自の設定を事前に実施する必要がある。

【0005】

これら特別な設定操作を必要とすることなく、無線LAN接続するための設定を自動的に実行する技術として特許文献1の「通信装置および方法、記録媒体、並びにプログラム」が開示されている。

【0006】

この特許文献1の発明は、ステーションがIC (Integrated Circuit) カードに記録されているローカルネットワーク情報を読み出し、該情報に従いネットワーク設定を実行することで、ユーザによる特別な設定操作を必要とすることなく、無線接続のための設定を自動的に行うことができるといった技術について言及されている。

【特許文献1】特開2003-129872号

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

しかしながら、特許文献1の発明は、ネットワーク設定を記憶しておくICカードなどの記録媒体や、該ICカードから設定の読み出しを行う読出装置を備える必要があるという問題があった。

【0008】

ところで従来、無線LANで構成したネットワークにおいては、煩わしいケーブルの呪縛がない(ケーブルレス)、端末の設置や移動が自由などといった利点がある反面、設定操作が煩雑であるという点やセキュリティの脆弱性が問題となっていた。

【0009】

そして、無線LANのセキュリティを強化する機能としては大きく(a)アクセス制御、(b)データの暗号化の2種類が挙げられる。

【0010】

例えば前者(a)には、MAC (Media Access Control) アドレスフィルタリング機能、RADIUS (Remote Authentication Dial-In User Service) サーバによるユーザ認証機能などがあるが、MACアドレス登録の場合は、MACアドレスは無線のフレーム上に平文で記載されているため、ツールを用いて簡単に取得できてしまいなりすましが可能になる。

【0011】

また、RADIUSサーバを用いた場合は、アクセスポイントに接続してきたユーザをRADIUSサーバが認証し、アクセスの可否を判断するといったものなので、アドホックネットワークには適用できない。

【0012】

一方、後者(b)には、WEPによる暗号化などがあるが、WEPはRC4 (Ron's Code 4) という暗号化アルゴリズムを採用しており、データの秘匿、改竄・偽造・なりすましの防止などの機能を持っている。しかしながら、WEPキーが手動で設定された後、変更されなければ、全てのステーションが同じキーを使用して接続と認証を繰り返すことになるため、悪意のあるユーザがWEPキーを不正に入手し、暗号解読法を駆使してWEPキーを盗用する可能性がある。

【0013】

この他、IPsec (IP Security) など通信時のIPパケットを暗号化するという方法も挙げられるが、この場合ステーションの処理負荷が増えるという問題がある。

【0014】

10

20

30

40

50

そこで、本発明は上記問題点に鑑みてなされたものであり、無線LAN独自設定をセッション確立時にステーション同士で自動的に行う無線通信システムおよび通信装置および通信制御方法および通信制御プログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0015】

上記目的を達成するため、請求項1の発明は、無線端末間でアクセスポイントを介さないアドホックネットワークを構築して通信を行う無線通信システムにおいて、前記無線端末は、通信相手先無線端末から定期的に発生されるビーコン信号を受信する受信手段と、前記受信手段で受信したビーコン信号に含まれるネットワーク識別情報を抽出する抽出手段と、前記抽出したネットワーク識別情報を自動設定する設定手段と、前記設定手段で設定されたネットワーク識別情報を用いて前記通信相手先無線端末に通信要求を送信することでセッションを確立するセッション確立手段とを具備することを特徴とする。

10

【0016】

また、請求項2の発明は、請求項1の発明において、前記無線端末と前記通信相手先無線端末は、共通の素数と原始元を保持する保持手段と、乱数発生手段と、前記乱数発生手段で発生された乱数および前記保持手段に保持された素数と原始元を用いて前記無線端末と前記通信相手先無線端末との間で通信を行うことにより共通暗号鍵を生成する共通暗号鍵生成手段とを具備することを特徴とする。

【0017】

また、請求項3の発明は、請求項1の発明において、前記通信相手先無線端末は、複数の前記無線端末からの通信要求を受信した際に予め設定された情報に基づいて前記無線端末に対して選択的に通信許可信号を送信する通信調停手段を具備することを特徴とする。

20

【0018】

また、請求項4の発明は、請求項1乃至3の発明において、前記通信相手先無線端末は、前記共通暗号鍵を通信要求をした無線端末の識別情報と対応して記憶する記憶手段を更に具備し、前記無線端末との再接続処理に際して、前記記憶手段に記憶された共通暗号鍵および識別情報を用いて接続を確立することを特徴とする。

【0019】

また、請求項5の発明は、無線端末間でアクセスポイントを介さないアドホックネットワークを構築して通信を行う通信装置において、通信相手先無線端末から定期的に発生されるビーコン信号を受信する受信手段と、前記受信手段で受信したビーコン信号に含まれるネットワーク識別情報を抽出する抽出手段と、前記抽出したネットワーク識別情報を自動設定する設定手段と、前記設定手段で設定されたネットワーク識別情報を用いて前記通信相手先無線端末に通信要求を送信することでセッションを確立するセッション確立手段と、前記通信相手先無線端末と共通の素数と原始元を保持する保持手段と、乱数発生手段と、前記乱数発生手段で発生された乱数および前記保持手段に保持された素数と原始元を用いて前記通信相手先無線端末との間で通信を行うことにより共通暗号鍵を生成する共通暗号鍵生成手段とを具備し、前記セッション確立手段で確立したセッションで前記共通暗号鍵を用いて通信を行うことを特徴とする。

30

40

【0020】

また、請求項6の発明は、無線端末間でアクセスポイントを介さないアドホックネットワークを構築して通信を行う通信制御方法において、前記無線端末は、通信相手先無線端末から定期的に発生されるビーコン信号を受信手段で受信し、前記受信手段で受信したビーコン信号に含まれるネットワーク識別情報を抽出手段で抽出し、前記抽出したネットワーク識別情報を設定手段で自動設定し、前記設定手段で設定されたネットワーク識別情報を用いて前記通信相手先無線端末に通信要求を送信することでセッション確立手段でセッションを確立し、前記無線端末間で共通の素数と原始元を保持手段で保持し、乱数発生手段で発生された乱数および前記保持手段に保持された素数と原始元を用いて前記無線端末と前記通信相手先無線端末との間で通信を行うことにより共通暗号鍵を共通暗号鍵生成手

50

段で生成し、前記セッション確立手段で確立したセッションで前記共通暗号鍵を用いて通信を行うことを特徴とする。

【0021】

また、請求項7の発明は、無線端末間でアクセスポイントを介さないアドホックネットワークを構築して通信を行う通信制御をコンピュータに実行させる通信制御プログラムであって、通信相手先無線端末から定期的が発生されるビーコン信号を受信する受信ステップと、前記受信ステップで受信したビーコン信号に含まれるネットワーク識別情報を抽出する抽出ステップと、前記抽出したネットワーク識別情報を自動設定する設定ステップと、前記設定ステップで設定されたネットワーク識別情報を用いて前記通信相手先無線端末に通信要求を送信することでセッションを確立するセッション確立ステップと、前記無線端末間で共通の素数と原始元を保持する保持ステップと、乱数発生ステップと、前記乱数発生ステップで発生された乱数および前記保持手段に保持された素数と原始元を用いて前記無線端末と前記通信相手先無線端末との間で通信を行うことにより共通暗号鍵を生成する共通暗号鍵生成ステップとを含み、前記セッション確立ステップで確立したセッションで前記共通暗号鍵を用いて通信を行うことを特徴とする。

10

【発明の効果】

【0022】

本発明によれば、無線LAN通信を行うためのSSID設定やWEPキー設定などの無線LAN独自の設定をセッション確立時にステーション同士で自動的に行うように構成したため、無線LAN設定時における煩雑な操作が必要無くなる。

20

【0023】

また、無線LAN経路上に暗号鍵が流れることなく安全に暗号鍵を共有することができるので、セキュリティが向上する。

【発明を実施するための最良の形態】

【0024】

以下、この発明に係わる無線通信システムおよび通信装置および通信制御方法および通信制御プログラムの実施例について添付図面を参照して詳細に説明する。

【実施例1】

【0025】

図1は、本発明に係わる実施形態の一実施例を示す図であり、本発明に係わる通信装置を適用したプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20の内部構成を示す図である。

30

【0026】

同図に示されるプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20は、アクセスポイントを介さずに機器同士が直接無線通信を行なう。いわゆる、アドホックモードによる通信が可能であり、それぞれ本発明に係わる通信装置100が内部に設けられている。

【0027】

この通信装置100の通信制御によりプリンタ10とパーソナルコンピュータ20間の通信はIEEE802.11規格に準拠した無線LAN通信を行う。なお、本発明においては、無線通信時におけるWEPによる暗号化処理に際して、その暗号鍵となるWEPキーの生成および交換処理にDH(Diffie-Hellman)鍵共有方式を採用する。

40

【0028】

プリンタ10は、パーソナルコンピュータ20と無線通信を行うことが可能で、パーソナルコンピュータ20から印刷指示を受け付けると、該印刷指示に基づき印刷処理を行う。また、プリンタ10は内部に通信装置100-1と、パーソナルコンピュータ20から送信される印刷指示に含まれる印刷データを解釈しデータ展開する印刷データ展開部11と、該印刷データ展開部11において展開されたデータを出力する出力部12とを具備して構成される。

【0029】

パーソナルコンピュータ20は、液晶ディスプレイ等の表示用デバイスと、キーボードおよびマウス等の入力用デバイスを備えており、表示用デバイスに表示された無線接続可

50

能ステーションを入力デバイスにより選択するといった操作が行える。また、パーソナルコンピュータ20は内部に通信装置100-2と、上述した表示デバイスにあたる表示部21と、上述した入力デバイスにあたる操作部22とを具備して構成される。

#### 【0030】

ここで、プリンタ10およびパーソナルコンピュータ20に設置される通信装置100について説明する。なお、通信装置100-1および通信装置100-2は、設定状況等により動作的な相違は多少あるものの、その他の点においては略同一の機能を有する通信装置100である。

#### 【0031】

通信装置100は各種処理機能部として、DH鍵共有方式による暗号鍵生成に際して使用する素数Pおよび原始元gを記憶する記憶部101と、DH鍵共有方式による暗号鍵生成に際して使用する乱数を発生する乱数発生部102と、上記乱数発生部102から取得した情報に基づきDH鍵共有方式により暗号鍵を生成する共通鍵生成部103と、事前に設定されたSSID(ネットワーク識別情報)等を用いて自動で無線LAN接続を確立する自動接続確立部104と、通信装置100を統括制御する制御部105と、無線で他装置との通信を可能とするインターフェース装置である無線通信部106とを具備して構成される。

10

#### 【0032】

上述した記憶部101で記憶する素数Pおよび原始元gはプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20で共通の値にする。以上が本発明に係わるプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20の内部構成である。

20

#### 【0033】

図2は、図1に示したプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20における通信制御方法の動作を説明するシーケンスチャート図である。

#### 【0034】

上述したプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20間の接続確立は、Beacon、ProbeResponseパケットの受け渡しにより実施される。まず、プリンタ10の自動接続確立部104-1が無線通信部106-1を介してBeaconパケットを定期的に出す(ステップS101)。このBeaconパケットは図3に示すようにSSIDを含む情報から構成されている。このSSIDは、記憶部101-1において事前に保持される。

30

#### 【0035】

一方、パーソナルコンピュータ20はBeaconパケット受信待ち状態であり、プリンタ10から送出されたBeaconパケットを無線通信部106-2にて受信した場合には(ステップS102)、受信したBeaconパケットから自動接続確立部104-2にてSSIDを抽出するとともに(ステップS103)、ProbeResponseを生成し送信する(ステップS104)。このとき、複数のステーションからBeaconパケットが送出されていた場合は、事前に登録した優先情報に従った自動選択、電波強度の強いステーションが優先される自動選択、または表示用デバイスに無線接続可能端末を表示し手動による選択などが挙げられる。

40

#### 【0036】

パーソナルコンピュータ20からのProbeResponseを無線通信部106-1にて受信したプリンタ10は、自動接続確立部104-1において自装置への接続要求と認識すると、パーソナルコンピュータ20との通信を受け付け(ステップS105)、無線通信部106-1を介して通信可能なAcknowledgeを返信する(ステップS106)。そして、パーソナルコンピュータ20は無線通信部106-2を介してAcknowledgeを受信する(ステップS107)。これにより、プリンタ10およびパーソナルコンピュータ20間のJoinが確立する。

#### 【0037】

上述したステップS107までの処理がJoin確立処理であり、ステップS108以

50

降の処理で共通暗号鍵生成処理を説明する。

【0038】

Joinが確立すると、パーソナルコンピュータ20の乱数発生部102-2において、乱数Xを生成する(ステップS108)。その結果を受けて共通鍵生成部103-2は、乱数Xと記憶部101-2より取り出した素数Pと原始元gとを用いて計算式「 $a = g^X \pmod{P}$ 」を計算する(ステップS109)。そして、パーソナルコンピュータ20の自動接続確立部104-2が無線通信部106-2を介して、計算の結果得られた値aをプリンタ10へと送信する(ステップS110)。

【0039】

一方、プリンタ10は無線通信部106-1を介して値aを受信すると(ステップS111)、パーソナルコンピュータ20と同様に乱数発生部102-1において、乱数Yを生成する(ステップS112)。その結果を受けて共通鍵生成部103-1は、乱数Yと記憶部101-1より取り出した素数Pと原始元gとを用いて計算式「 $b = g^Y \pmod{P}$ 」を計算する(ステップS113)。そして、プリンタ10の自動接続確立部104-1が無線通信部106-1を介して、計算の結果得られた値bをパーソナルコンピュータ20へと送信する(ステップS114)。

【0040】

続いて、プリンタ10は、共通鍵生成部103-1で上記値を用いて計算式「 $a^Y \pmod{P}$ 」若しくは「 $g^{(XY)} \pmod{P}$ 」を計算することで共通暗号鍵を生成する(ステップS115)。

【0041】

また、パーソナルコンピュータ20は無線通信部106-2を介して値bを受信すると(ステップS116)、共通鍵生成部103-2で上記値を用いて計算式「 $b^X \pmod{P}$ 」若しくは「 $g^{(XY)} \pmod{P}$ 」を計算することで共通暗号鍵を生成する(ステップS117)。

【0042】

なお、計算式「 $a^Y \pmod{P}$ 」および「 $b^X \pmod{P}$ 」および「 $g^{(XY)} \pmod{P}$ 」は同一の計算結果が得られる。

【0043】

上述したステップS117までの処理が共通暗号鍵生成処理であり、上記説明したようにDH鍵共有方式により暗号鍵を生成するため、無線LAN経路上に暗号鍵が流れることなく安全に暗号鍵を共有することができるので、セキュリティが向上する。

【0044】

上述した共通暗号鍵生成処理が終了すると、次に認証処理を行う(ステップS118)。具体的には、上述した共通暗号鍵生成処理で生成された共通暗号鍵を用いて、プリンタ10およびパーソナルコンピュータ20それぞれの制御部105がSSID等を含む認証情報の暗号化を行う。そして、自動接続確立部104がその暗号化された認証情報のやり取りを行うことで認証処理が行われる。

【0045】

認証結果正常の場合には、プリンタ10とパーソナルコンピュータ20間での無線通信が開始され、例えば、パーソナルコンピュータ20からプリンタ10へ印刷指示が行われるなどして、一連の通信処理(セッション)が行われる(ステップS119)。該セッションが終了すると(ステップS120)、プリンタ10は、SSIDを含むBeaconの送出を再び開始する。

【0046】

以上説明したように本発明においては、無線LAN通信を行うための認証処理におけるSSID設定や暗号化処理におけるWEPキー設定などの無線LAN独自の設定をセッション確立時にステーション同士で自動的に行うように構成したため、無線LAN設定時における煩雑な操作が必要無くなる。

【0047】

10

20

30

40

50



また、無線LAN経路上に暗号鍵が流れることなく安全に暗号鍵を共有することができるので、セキュリティが向上する。

【0048】

なお、上記実施例においては、本発明をアドホックネットワークに適用した場合を説明したが、これに限られず、中継機器（アクセスポイント）を介して接続されるインフラストラクチャネットワークに適用してもよい。

【実施例2】

【0049】

上記実施例1では、プリンタ10とパーソナルコンピュータ20がピアツーピア（peer to peer）で接続されている場合を説明したが、実施例2においては、プリンタ10を複数台のステーション（パーソナルコンピュータ20）で共有して使用する場合の実施形態について説明する。 10

【0050】

図4は、本発明に係わる通信装置100を適用したプリンタ10および複数台のパーソナルコンピュータ（20a、20b：以下、20と総称する）で構成した無線LANネットワークの全体構成を示す図である。なお、実施例1を説明した上記図1に示したものと同一符号のものは略同様に動作し内部構成も同一であるため、その説明は省略する。パーソナルコンピュータ20aおよびパーソナルコンピュータ20bは実施例1を説明した上記図1のパーソナルコンピュータ20と同一のものである。

【0051】

図5は、図4に示したプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20における通信制御方法の動作を説明するシーケンスチャート図である。なお、ここでは、パーソナルコンピュータ20aの各処理機能部については、符号の最後に「-2」を付加し、パーソナルコンピュータ20bの各処理機能部については、符号の最後に「-3」を付加して説明する。例えば、パーソナルコンピュータ20aの制御部は、105-2で示し、パーソナルコンピュータ20bの制御部は105-3で示す。 20

【0052】

上述したプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20間の接続確立は、Beacon、ProbeResponseパケットの受け渡しにより実施される。まず、プリンタ10の自動接続確立部104-1が無線通信部106-1を介してBeaconパケットを定期的を送出する（ステップS201）。このBeaconパケットは図3に示すようにSSIDを含む情報から構成されている。このSSIDは、記憶部101-1において事前に保持される。 30

【0053】

一方、パーソナルコンピュータ20bはBeaconパケット受信待ち状態であり、プリンタ10から送られたBeaconパケットを無線通信部106-3にて受信した場合には（ステップS202）、受信したBeaconパケットから自動接続確立部104-3にてSSIDを抽出するとともに（ステップS203）、ProbeResponseを生成し送信する（ステップS204）。このとき、複数のステーションからBeaconパケットが送られていた場合は、事前に登録した優先情報に従った自動選択、電波強度の強いステーションが優先される自動選択、または表示用デバイスに無線接続可能端末を表示し手動による選択などが挙げられる。 40

【0054】

パーソナルコンピュータ20bからのProbeResponseを無線通信部106-1にて受信したプリンタ10は、自動接続確立部104-1において自装置への接続要求と認識すると、パーソナルコンピュータ20bとの通信を受け付け（ステップS205）、Beaconパケットの送出手を停止するとともに（ステップS206）、無線通信部106-1を介して通信可能なAcknowledgeを返信する（ステップS207）。そして、パーソナルコンピュータ20bは無線通信部106-3を介してAcknowledgeを受信する（ステップS208）。これにより、プリンタ10およびパーソナ 50

ルコンピュータ20b間のJoinが確立する。

【0055】

また、パーソナルコンピュータ20aも同様に、プリンタ10からBeaconパケットを無線通信部106-2にて受信し(ステップS212)、受信したBeaconパケットから自動接続確立部104-2にてSSIDを抽出するとともに(ステップS213)、ProbeResponseを生成し送信するが(ステップS214)、プリンタ10においては、既にパーソナルコンピュータ20bとJoinを確立しているため、このProbeResponseを無視する。さらに、プリンタ10は、Beaconパケットの送出手続きを停止するため、パーソナルコンピュータ20aとはJoinの確立を行えない状態になる。これにより、他装置による割り込み処理を禁止することができる。すなわち、パーソナルコンピュータ20aを通信待ち状態とすることができる。

10

【0056】

Joinが確立したプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20b間では、上記実施例1で説明した処理と同様の共有暗号鍵生成処理(ステップS209)および認証処理(ステップS210)が行われ、認証結果正常の場合には、パーソナルコンピュータ20bの制御部105-3が共有暗号鍵生成処理で生成された共通暗号鍵を用いてMACアドレスの暗号化を行い、無線通信部106-3を介してプリンタ10へと送信する(ステップS211)。そして、暗号化されたMACアドレスを無線通信部106-1を介して受信したプリンタ10は、制御部105-1において共通暗号鍵を用いて復号化するとともに(ステップS212)、記憶部101-2に共通暗号鍵とMACアドレスを関連付けてセッション情報として登録する(ステップS213)。このセッション情報は、一連のセッションが終了し、再び、プリンタ10およびパーソナルコンピュータ20b間で通信を開始する際に使用されるもので、このセッション情報を使うことで通信開始が容易となる。

20

【0057】

セッション情報の登録処理後、例えば、パーソナルコンピュータ20bからプリンタ10へ印刷指示が行われるなどして、一連の通信処理(セッション)が行われ(ステップS214)、該セッションが終了すると(ステップS215)、プリンタ10は、SSIDを含むBeaconの送出手続きを再び開始する(ステップS216)。

【0058】

ここで、Beaconパケット受信待ち状態のパーソナルコンピュータ20aは、プリンタ10から送出手続きされたBeaconパケットを無線通信部106-2にて受信し、Join確立などの所定の処理を経て接続確立後、一連の通信処理が終了すると(ステップS218)、プリンタ10は再び、Beaconの送出手続きを行う。

30

【0059】

上述したように実施例2においては、複数台のステーション(パーソナルコンピュータ20)から特定のステーション(プリンタ10)に対して同時に通信要求が行われても、プリンタ10にアービトレーション機能を組み込むことで最適な通信順序を提供できる。

【0060】

なお、上記実施例2で説明したプリンタ10のアービトレーション機能の優先順位は、事前に登録した優先情報に従った自動選択、電波強度の強いステーションが優先される自動選択、または表示用デバイスに無線接続可能端末を表示し手動による選択などが挙げられるが、これに限られず、最適な通信順序を提供できるのであれば特に方法は問わない。

40

【0061】

また、上記実施例1および上記実施例2においては、本発明に係わる通信装置をプリンタ10およびパーソナルコンピュータ20に適用することにより実施する場合を説明したが、上記説明した通信制御処理をコンピュータにインストールされた通信制御プログラムにより実行するように構成してもよい。

【0062】

この他、本発明は、上記および図面に示す実施例に限定することなく、その要旨を変更

50

しない範囲内で適宜変形して実施できるものである。例えば、本発明に係わる通信装置をパーソナルコンピュータ、プリンタ以外にも適用できることはいうまでもない。

【産業上の利用可能性】

【0063】

本発明の無線通信システムおよび通信装置および通信制御方法および通信制御プログラムは、アドホックネットワークにおいて通信を行う通信装置全般に適用可能であり、特に、無線LAN独自設定を自動化したため、モバイル端末などを出先で有効に利用することができる。

【図面の簡単な説明】

【0064】

【図1】本発明に係わる通信装置を適用したパーソナルコンピュータ20およびプリンタ10の内部構成を示す図である。

【図2】図1に示したパーソナルコンピュータ20およびプリンタ10における通信制御方法の動作を説明するシーケンスチャート図である。

【図3】Beaconパケットの構成内容の一例を示す図である。

【図4】実施例2における本発明に係わる全体構成を示す図である。

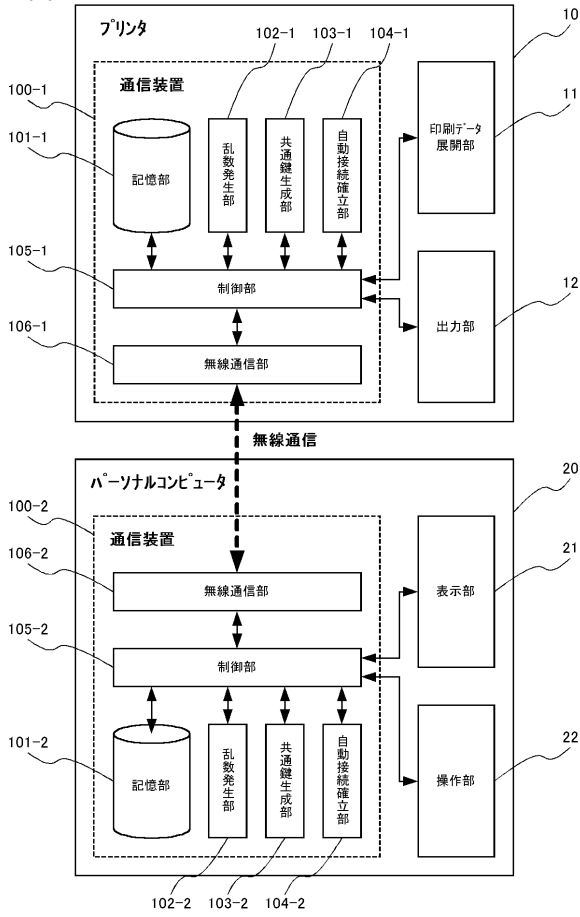
【図5】実施例2における通信制御方法の動作を説明するシーケンスチャート図である。

【符号の説明】

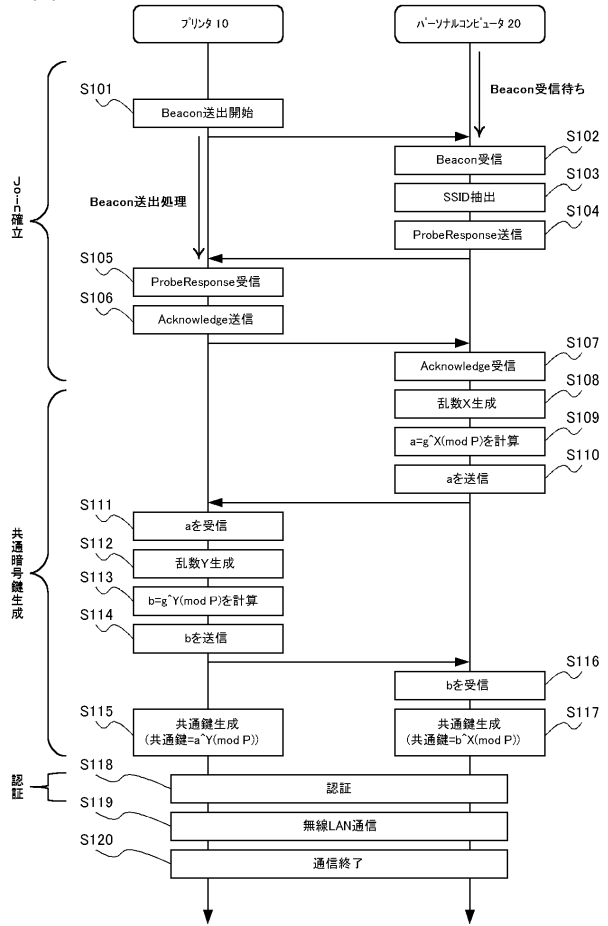
【0065】

10	プリンタ	20
11	印刷データ展開部	
12	出力部	
20	パーソナルコンピュータ	
21	表示部	
22	操作部	
100	通信装置	
101	記憶部	
102	乱数発生部	
103	共通鍵生成部	
104	自動接続確立部	30
105	制御部	
106	無線通信部	

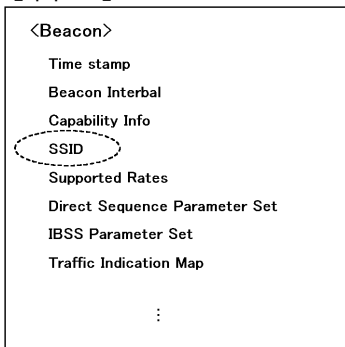
【図1】



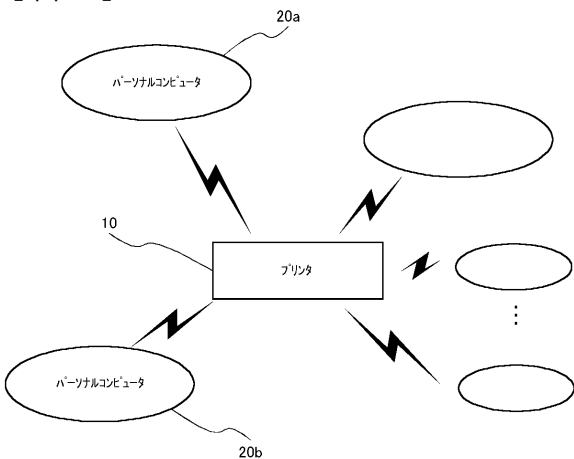
【図2】



【図3】



【図4】



【図5】

